

災害時における要配慮者対策について

災害対策基本法の改正

- 平成23年の東日本大震災の教訓として、高齢者や障害者等について、避難、避難生活等、様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、平成25年の災害対策基本法改正により、「**避難行動要支援者名簿**」を作成する**こと**が**区市町村の義務化**
- 令和元年台風19号等の近年の災害においても、多くの高齢者等が被害に遭った状況を踏まえ、令和3年の同法改正により、避難行動要支援者ごとの「**個別避難計画**」作成が**区市町村の努力義務化**

都内区市町村の取組状況（内閣府・消防庁調査より）

- 「避難行動要支援者名簿」の作成状況（令和5年1月1日現在） 作成済：62自治体
- 「個別避難計画」の策定状況（令和5年10月1日現在） 作成に着手：59自治体、未着手：3自治体

区市町村の取組に対する都の支援

- ① **区市町村向け指針の作成**
 - ・ 「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」
 - ・ 「災害時要配慮者防災行動マニュアル作成のための指針」（区市町村向け）
 - 「個別避難計画」作成や要配慮者のニーズに対応した対策を働き掛ける等、区市町村における要配慮者対策を推進
- ② **区市町村の防災主管部署・福祉保健主管部署を対象とした研修会の実施**
 - ・ 自治体の災害対応に係る有識者による講演や、要配慮者対策が進んでいる自治体の先進事例、好事例を紹介
- ③ **区市町村包括補助事業による取組の推進**
 - ・ 区市町村の要配慮者対策の取組を財政的に支援
- ④ **東京都災害福祉広域支援ネットワークの推進**
 - ・ 災害時に、社会福祉施設や避難所への福祉専門職の派遣調整等を行うことを目的とした「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」を整備し、広域的な人的支援体制を構築

